

## 新旧対照表

【国際輸送に使用される航空貨物用輸送器具の取扱いについて（昭和 62 年 4 月 8 日蔵関第 353 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
1. ~ 4. (省略) <u>5.</u> (削除)	1. ~ 4. (同左) 5. <u>電子情報処理組織を使用して行われる運送の取扱い</u> <u>電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(昭和 52 年法律第 54 号)第 2 条第 1 号に規定する電子情報処理組織により税関手続が処理される ULD については、前記 2 にかかる記帳は省略して差し支えない。</u>